

## 「福井新々元気宣言」推進に関する施策

「福井県民の将来ビジョン」に基づき、「福井新々元気宣言」の「元気な産業」、「元気な社会」、「元気な県土」、「元気な県政」に掲げられた政策等を実現するため、県民の理解と参加を得ながら、責任を持って職務を遂行し、次に掲げる施策・事業について重点的に実施します。

平成24年4月

会計管理者 半 澤 政 章

### I 24年度の基本方針

適正な会計事務の執行の確保と公金の効率的な運用に努めます。

福井県財務規則および関係法令に基づき、全庁的な会計事務の適正な執行の確保に努めます。

金融情勢を的確に把握し、各所属と協力しながら、公金の安全かつ効率的な運用に努めます。

良質な工事の確保に努めます。

厳正な工事検査により、福井県が発注する建設工事の品質確保に努めます。

## Ⅱ 24年度の施策

### ◇ 適正な会計事務の執行と公金の効率的な運用

#### ・ 適正な会計事務の執行

所属長が行った会計事務自己点検結果についてのヒアリングを実施し、購入物品の現物確認や予算執行状況について直接確認を行います。

また、全所属を対象に支払いに際しての事前指導、購入した物品の業者帳簿等との確認を行い、予算の計画的な執行や適正な会計事務処理を徹底していきます。

補助金交付団体についても、補助金交付事務マニュアルにより、適正な会計事務処理が徹底されるよう指導します。

#### ・ 公金の効率的な運用

公金管理については、収支計画の精度を高め、収支状況を注視し、支払資金不足が予想される場合は、基金の繰替運用および企業会計からの一時借入を活用することにより、金融機関からの借入縮減を徹底します。

また、余裕資金については、元本の安全性を確保しつつ、より有利な条件での的確な運用を行います。

### ◇ 工事施工適正化検査の実施

工事工程の早い段階において安全管理・施工管理等が適正に行われているかを事前通知なしに検査し、不適切な事項があれば請負者に対し改善を求め、適切な施工を指導することにより工事の品質を確保します。